

保存版

「ななくに会」規約



八王子市立七国中学校 ななくに会

ななくに会 規約

1 名称

本会は、『ななくに会』と称し、事務機関を同校内に置く。

2 会員

本会は、七国中学校在校生の保護者および教職員をもって構成する。

3 入会・退会

本校在籍と同時に全員が入会し、卒業・転学と共に退会する。

4 目的

本会の活動は、会員が、主体的に参加し、保護者・学校・地域が連携を図り、子どもたちの安全や健全な育成をはかることを目的とする。

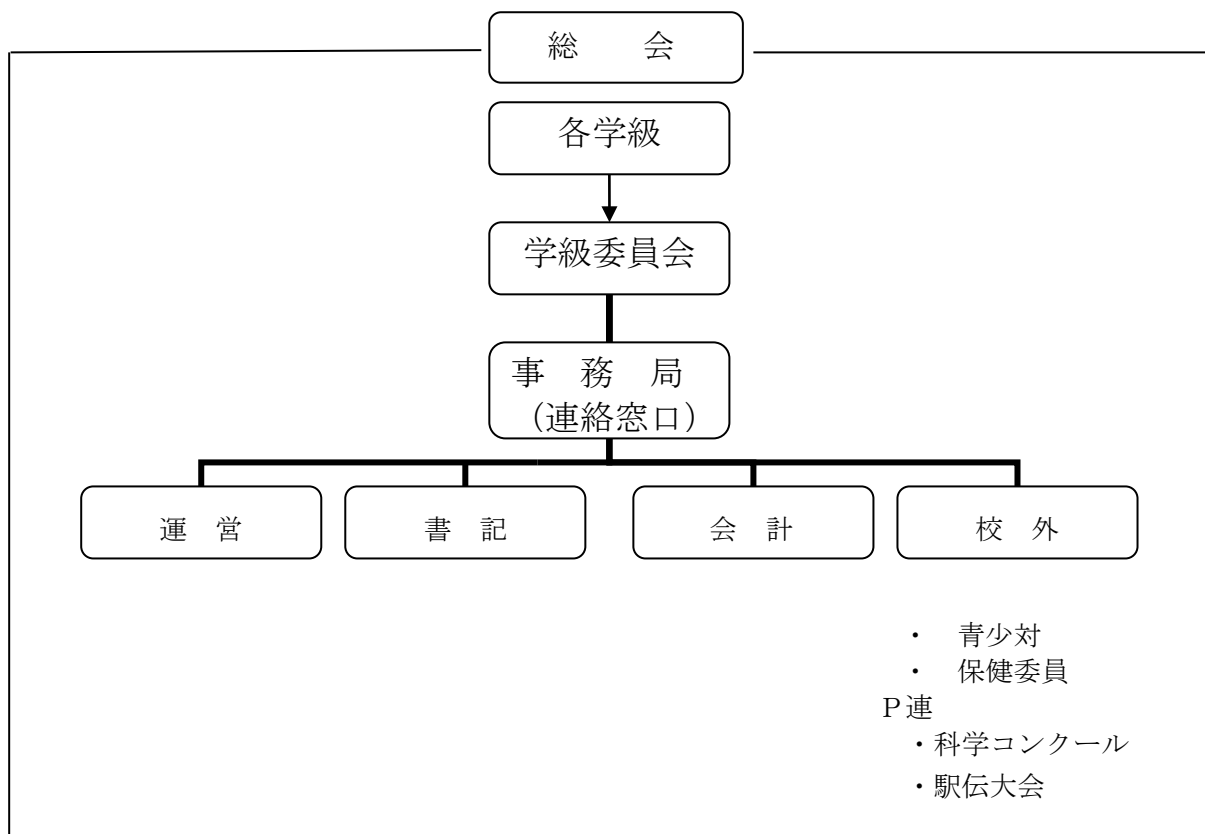
5 運営方針

本会は、本会の目的を達成するために、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、目的を実現するために意見交換し、参考資料を提供することはあっても、学校の人事、管理、運営等に干渉しない。
- (2) 本会は、特定の政党や宗教に偏らず、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 会の名前を利用して、公私の選挙活動には、関係しない。

6 組織

- (1) 年度当初に各学級から2名の委員を選出し、以下の係りを分担する。
(太陽学級は、この限りでない)
- (2) 役員任期は、原則1年とするが、状況に応じてその限りではない。また再任を妨げない。
ただし同職は、2年とする。
- (3) 役員会は、事務局・運営・書記・会計・校外により構成される。
- (4) 各係りで、代表者（連絡担当者）1名を選出する。
- (5) 組織については、下図のとおりとする。



7 役員任務（概要）

（１）各係りは、以下の役割を担う。

- ・事務局・・・保護者組織のまとめ役（学校との連絡、学級や委員間の連絡調整等）、（連絡窓口）配布物チェック（決裁者）、総会、委員会を招集する。
- ・運営・・・定例会等の司会運営（議題のとりまとめ委員会の進1行、意見集約等）
- ・書記・・・総会、定例会の議事を記録し、会全般の庶務を取り扱う。
（保護者への報告書作成、総会書類の作成等）
- ・会計・・・総会で決定した予算に基づいて会計事務を取り扱い、会計監査を経て総会にて報告する。（会費の徴収と管理、保険加入の手続き）
- ・校外（青少対・保健委員・市P連）

・・・青少年対策七国地区委員会 参加。七国小・中学校合同保健委員会 参加。

八王子市中学校PTA 連合会 オブザーバーとして参加。

（中学校科学コンクール・駅伝競走大会 開催日手伝い）

※オブザーバー・・・正式に加盟せず、会議への出席や行事の手伝いなど、出来る範囲での協力をする。議決権をもたず、役職を担わない。

（２）学級委員会は原則的に毎月一回開催し、連絡・報告や当面の諸課題について検討する。
また、必要に応じて臨時委員会を開催する。

8 総会

（１）総会は、本会の最高議決機関であり、以下の二通りある。

①定期総会

年度当初に行う。会員の過半数の賛成により書面決議をもって総会に代えることができる。

②臨時総会

学級委員会が必要と判断した場合、または、会員の3分の1以上が開催を請求した場合に行う。また、臨時総会は書面決議をもって、これに代えることができる。

（２）総会での決定事項

- ① 規約の制定、改正及び廃止の審議及び承認
- ② 予算案、会計監査を経た決算報告の審議及び承認
- ③ 学級委員の承認
- ④ 会計監査委員の選出及び承認
- ⑤ 運営や活動に関する重要事項の審議及び承認

（３）成立と決議

- ⑥ 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立する。
- ⑦ 議案は、出席会員の3分の2以上の賛成をもって可決する。
- ⑧ 議決権は、会員1世帯当たり1票とする。

9 会計

(1) 会費は1世帯当たり500円(保険料を含む)とし、年度初めに集金する。

① 年度途中での退会については返金しない。

② 年度途中での転入(入会)については、以下の通りである。

ア. 1・2学期の転入生 500円

イ. 3学期の転入生 300円

(2) なくに会会員(教職員を除く)が学校代表として渉外活動に出席した場合、以下の通り交通費を支払う。

①車を利用した場合 車を出した会員に300円を支払う。

②公共交通機関を利用した場合 実費を支払う。

③上記以外の場合 学級委員会で検討し決定する。

(3) 会計年度は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

10 弔事

① 会員死亡の場合は、3千円の香料

② 生徒死亡の場合は、3千円の香料と生花一基

③ その他委員会で認めた場合

※ ただし、会の運営に支障をきたす場合は上記の限りではない

11 会計監査委員

(1) 学校から1名(副校長)、保護者より2名を置き 総会の承認を経て選出される。

(2) 本会の会計について監査し、その結果を総会に報告する。

(3) 任期は、1年とする。

12 附則

この規約は、平成17年12月14日より実施する。

平成18年 5月10日 改正

平成19年 5月 9日 改正

平成20年 5月10日 改正

平成21年 5月 9日 改正

平成22年 5月 8日 改正

平成23年 5月 7日 改正

平成24年 5月12日 改正

平成25年 2月 6日 改正

平成26年 5月10日 改正

平成27年 5月 9日 改正

平成30年 4月28日 改正

令和2年 6月25日 改正